

福井県警察の少年警察補導員の設置及び運営に関する訓令

平成14年5月20日
福井県警察本部訓令第20号

改正

平成19年3月27日本部訓令第17号 平成19年6月13日本部訓令第29号 平成25年2月28日本部訓令第2号
平成28年3月24日本部訓令第32号 令和元年8月28日本部訓令第25号 令和2年3月4日本部訓令第7号
令和4年8月1日本部訓令第25号 令和5年3月9日本部訓令第15号

福井県警察の少年警察補導員の設置及び運営に関する訓令を次のように定める。

福井県警察の少年警察補導員の設置及び運営に関する訓令

(目的)

第1条 この訓令は、福井県警察の少年警察補導員（以下「補導員」という。）の設置及び運営について必要な事項を定めることを目的とする。

(設置)

第2条 人身安全・少年課に補導員を置き、警察行政職員をもって充てる。

(職務)

第3条 補導員は、次に掲げる職務を行うものとする。

- (1) 少年相談
 - (2) 継続補導
 - (3) 被害少年に対する継続的支援
 - (4) 街頭補導
 - (5) 触法・ぐ犯・不良行為少年事案の処理
 - (6) 家出少年への対応
 - (7) 要保護少年及び児童虐待を受けたと思われる児童への対応
 - (8) 有害環境の浄化
 - (9) 関係機関との連携
 - (10) 広報啓発
 - (11) その他人身安全・少年課長の命ずる事項
- 2 前項の職務のうち、少年相談、継続補導及び被害少年に対する継続的支援に関する職務は他の職務に優先して取り組むものとする。

なお、そのほかの活動に従事する場合であっても、内部事務的な活動よりも少年等と直接接触する活動に重点を置くこと。

(運用上の留意事項)

第4条 人身安全・少年課長は、補導員の運用に当たって、次に掲げる事項に留意しなければならない。

- (1) 補導員が持つ少年の特性についての深い知識と理解及び個々の少年の特質に応じた取扱いについての技能を常に遺憾なく発揮できるように配意すること。
- (2) 補導員本来の職務から離れた職務に従事させることは、真にやむを得ない場合を除

き、極力抑制すること。

- (3) 補導員の職務遂行に必要な部外教養を含む各種指導教養を徹底し、その効果的な運用を図ること。
- (4) 児童相談所、学校等の関係機関等が当該少年に係る情報を共有し、連携して対応する少年サポートチームの積極的な活用に努めるとともに、平素より関係機関と緊密な連携を図るなどして、個々の少年の問題状況に応じた的確な対応を行うこと。
- (5) 補導員が継続補導等で少年やその保護者等に接触する場合には、接触する場所及び時間、活動内容等を勘案して、複数による対応等危害防止のための措置を執ること。また、街頭補導は、原則として複数で実施させ、夜間等で危害を受けるおそれのある場所・時間に実施する場合には、警察官を同行させること。

(服務心得)

第5条 補導員は、職務の遂行に当たっては、次に掲げる事項に留意しなければならない。

- (1) 補導員としての特性を十二分に発揮して、県民の信頼と協力を得るように努めること。
- (2) 職務上必要な法令等の研さん及び技能の修得に努めること。
- (3) 容姿及び服装は端正にし、言語及び態度を慎む等警察職員としての品位の保持に努めること。
- (4) 常に身近に注意し、受傷事故等の防止に努めること。

(補導員手帳等)

第6条 補導員は、勤務に当たっては、常に福井県警察の少年警察補導員の服制及び服装に関する訓令に規定する少年警察補導員手帳（以下「補導員手帳」という。）を携帯しなければならない。

- 2 補導員は職務を行うに当たっては、必要があるときはあらかじめその身分を告げ、相手から要求された場合に、補導員手帳を提示しなければならない。

附 則

この訓令は、平成14年6月1日から施行する。

附 則（平成19年3月27日福井県警察本部訓令第17号）

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成19年6月13日福井県警察本部訓令第29号）

この訓令は、平成19年6月13日から施行する。

附 則（平成25年2月28日福井県警察本部訓令第2号）

この訓令は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成28年3月24日福井県警察本部訓令第32号）

この訓令は、平成28年3月28日から施行する。

附 則（令和元年8月28日福井県警察本部訓令第25号）

この訓令は、令和2年1月1日から施行する。

附 則（令和2年3月4日福井県警察本部訓令第7号）

この訓令は、令和2年3月16日から施行する。

附 則（令和4年8月1日福井県警察本部訓令第25号）

この訓令は、令和4年8月1日から施行する。

附 則（令和5年3月9日福井県警察本部訓令第15号）

この訓令は、令和5年3月13日から施行する。